

こうけんかいし 後見開始について

(医師の診断書で後見相当とされている場合のみ)



- お医者さんによると、あなたは、判断能力が低下しており、財産（お金や土地など）の管理や契約などを行うことができないということです。

(後見人について)

- 後見人とは、あなた（ご本人）の気持ちや考えを大切にしながら、あなたの財産（お金や土地など）の管理や、身の回りのことに関する契約などについて、あなたを助けてくれる人のことです。

ほんにん
ご本人

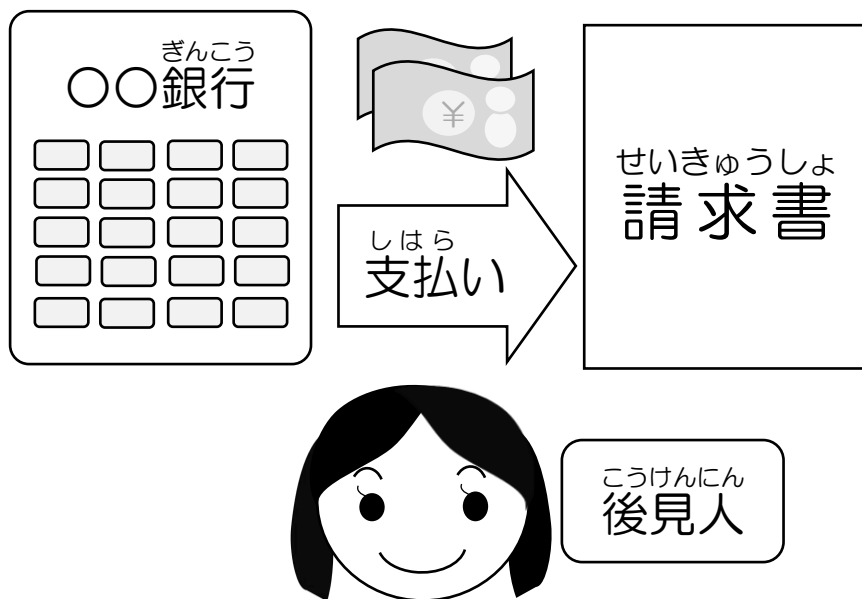
こうけんにん
後見人

ざいさん かんり
財産の管理

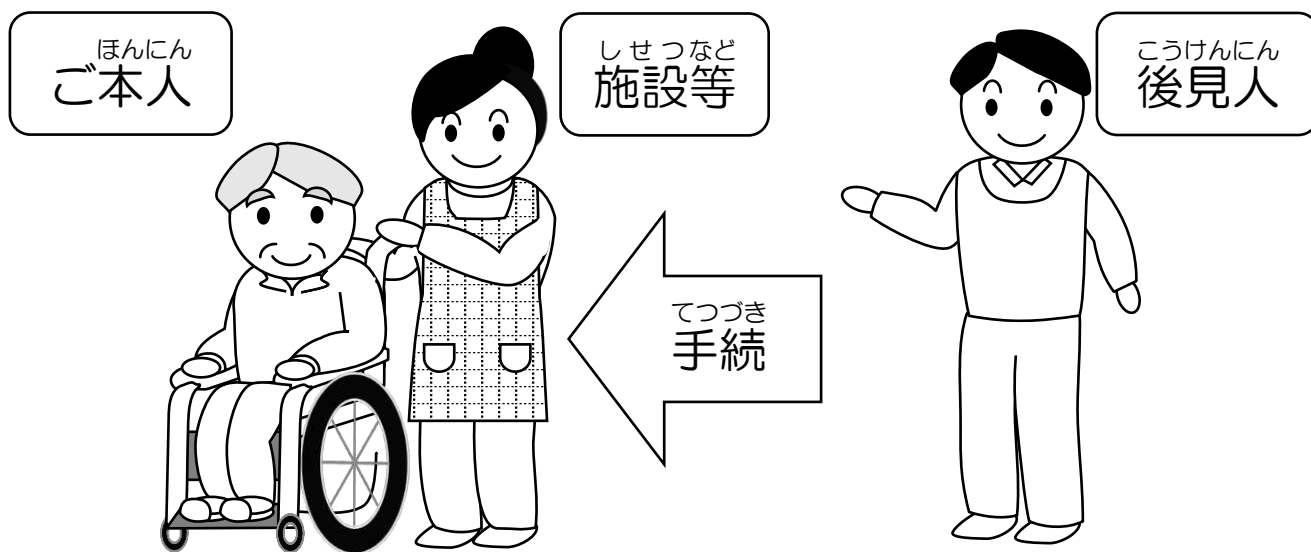


(後見人の仕事)

- 例えば、後見人は、あなたの代わりに、あなたが銀行に預けているお金から、必要な支払いをします。



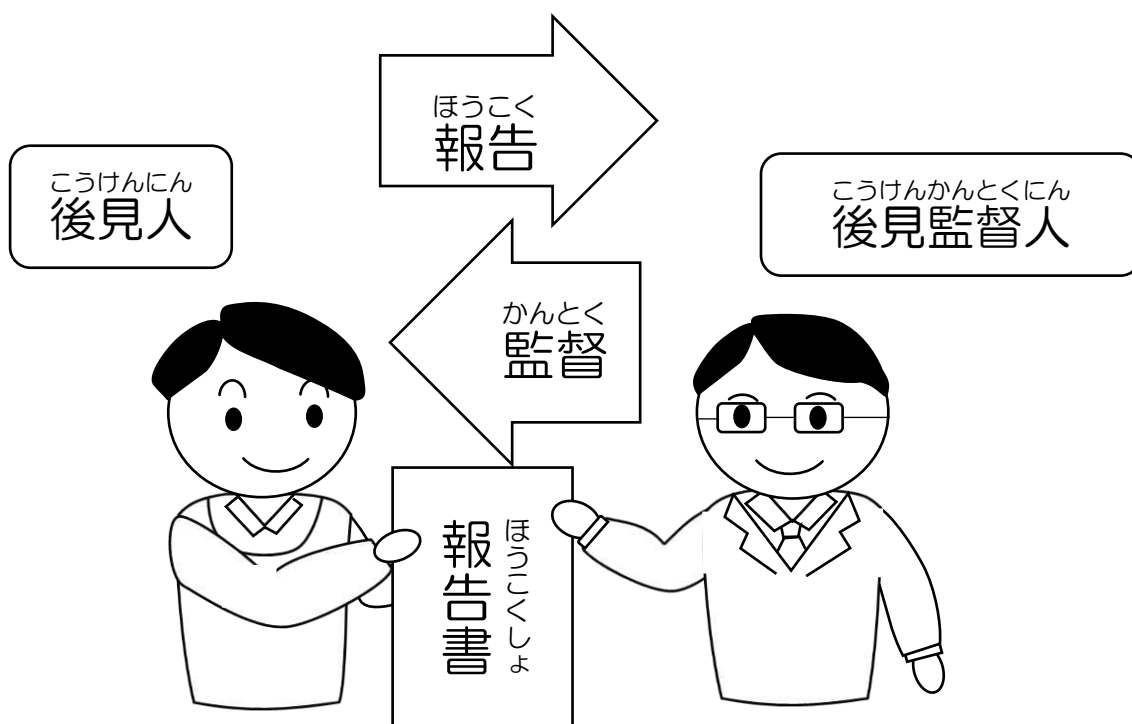
また、あなたが施設に入ったり、入院したり、ヘルパーに身の回りの世話をしてもらったりする必要がある場合には、後見人が、あなたに代わって、必要な手続きをします。



(後見監督人)

□ あなたの財産が多い場合などで、裁判所が必要と考えれば、後見監督人が選ばれます。

後見監督人は、後見人がきちんと後見人の仕事をしているかを見守り、必要があれば後見人を指導する人です。主に弁護士や司法書士などの専門家が選ばれます。



(後見人及び後見監督人の選任について)

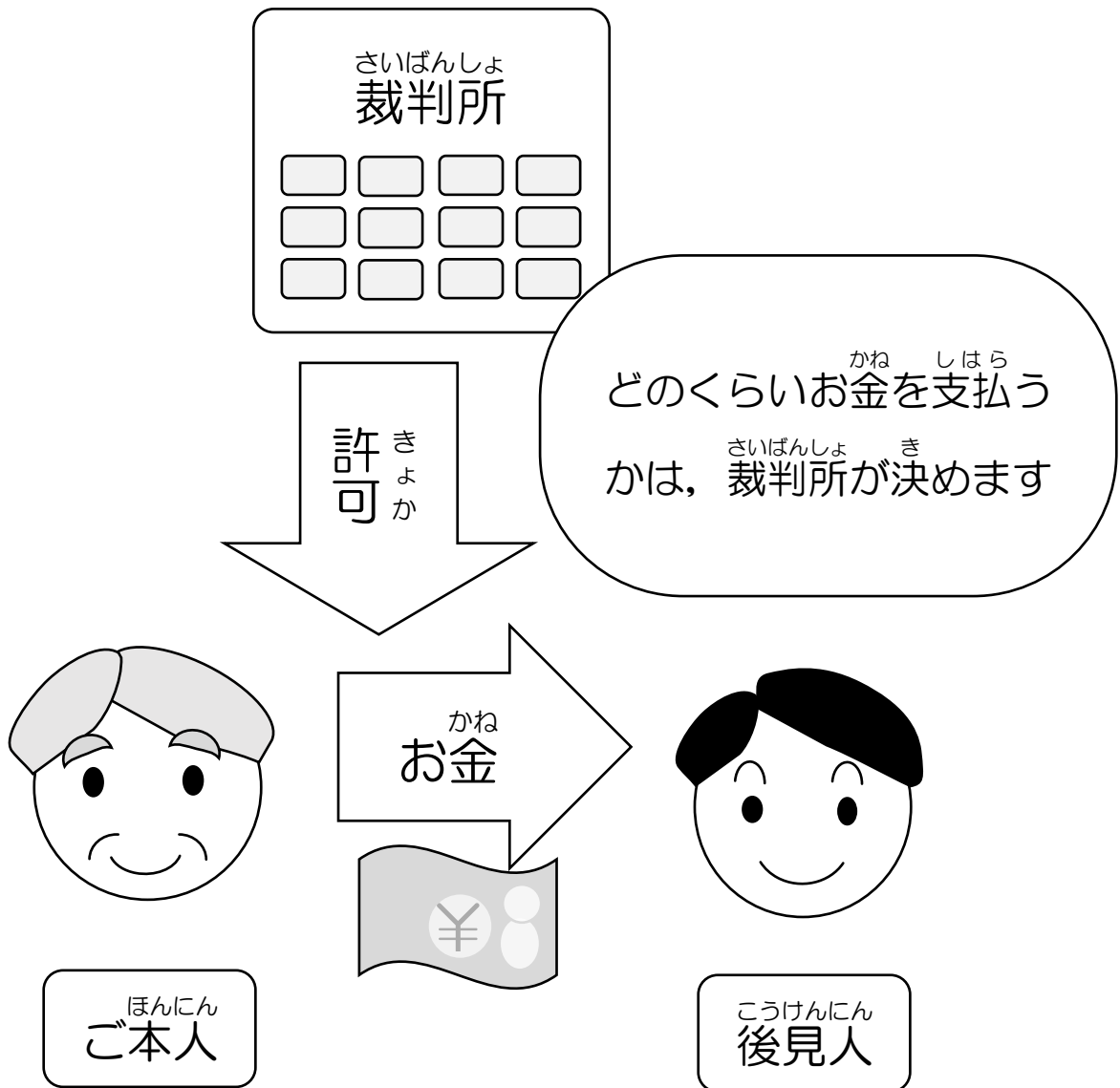
さいばんしょ
裁判所

□ 後見人や後見監督人に誰を選ぶかは、裁判所が決めます。

(報酬)

□ あなたのお金から、後見人や後見監督人にお金を支払うこともあります。

後見人や後見監督人にどのくらいお金を支払うかについては、あなたにどれくらい財産があるかや、後見人や後見監督人がどんな仕事をしたかを踏まえて、裁判所が決めます。



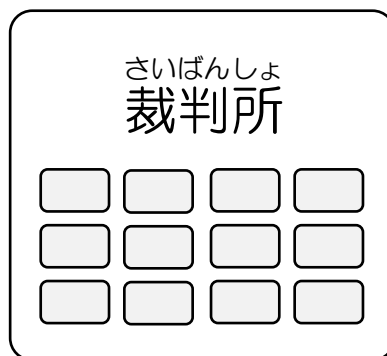
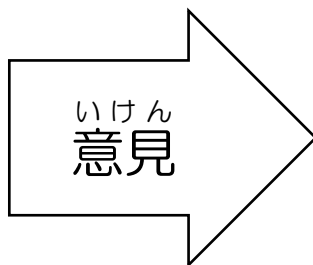
(後見開始の審判の取消し)

- いったん後見人が付くと、あなたが自分で財産（お金や土地など）を管理できるようになるまでは、後見人が付くことになります。

あなたが自分で財産を管理できるようになったかどうかについては、お医者さんの意見を聞いた上で、裁判所が判断します。



いしゃ
医者



自分で財産を管理できるように
なったかは、裁判所が判断します